別添２

食べものに含まれる放射性物質は、自治体がきちんと測り、厚生労働省がすべて公表しています。

食べものに含まれる放射性物質の基準は、国際的な指標*に基づいて、
食べ続けたときにも安全なように決めたものです。
この基準に沿って、食べものにどのくらい
放射性物質が含まれているかを自治体が測り、(2012年8月21日現在の検査件数は、約22万3千件)
すべての結果を厚生労働省ホームページでお知らせしています。
そして、基準値を上回っているときには、生産している地域ごとに出荷を止めて、
みなさまの口に入らないようにしています。

だから、みなさまがふだん手にする食べものは、安全に食べることができます。

*食品の安全性と品質に関して国際的な基準を定めている政府間組織(国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)により設置)が採用している指標

放射性セシウムの基準値

食品群	基準値 (単位:ベクレル/kg)
飲料水	10
乳児用食品	50
牛乳	50
一般食品	100

※放射性ストロンチウム・プルトニウムなどの影響を計算に含めた基準値です。
※ベクレルとは、放射性物質が放射線を出す力の強さをあらわす単位です。

詳しくは、リーフレットや、
厚生労働省ホームページ「食品中の放射性物質への対応」をご覧ください。

食品　放射性物質　検索

バーコード読み取り機能付き
携帯電話でご利用できます。

つくると、たべるを、ささえる。まもる。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan
内閣府 食品安全委員会 Food Safety Commission of Japan
農林水産省